

## 羽幌町教育委員会告示第2号

### 入札公告

下記のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月17日

羽幌町教育委員会  
教育長 山口 芳 徳

#### 記

#### 1 契約担当部局

〒078-4117 羽幌町字朝日31番地の1（羽幌町総合体育館内）  
羽幌町教育委員会社会教育課体育振興係（電話 0164-62-6030）

#### 2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 羽幌町総合体育館電話設備等賃貸借
- (2) 契約期間 契約締結日から令和12年6月30日まで  
賃貸借期間：令和5年7月1日から令和12年6月30日まで  
ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
- (3) 概要 入札説明書のとおり
- (4) 納入場所 羽幌町総合体育館
- (5) 入札方法 月額単価で入札に付する。  
入札書に記載する金額は、賃借料の「月額単価」とする。  
また、入札額の内訳として、令和5年度から令和12年度（年度の始期及び終期は、地方自治法第208条第1項の会計年度に準じる。）の各年度の見積額を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 公告日時点において、令和5・6年度羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿の大分類10「物品の賃貸借」、中分類1「事務用機器」に登載されている者であること。
- (2) 過去2年の間に国、北海道及び羽幌町や他の地方公共団体と、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務を受託した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成25年羽幌町訓令第18号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

#### ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### 4 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

1に同じ

### 5 現場説明会

- (1) 日時及び場所 令和5年4月24日（月）午後1時30分  
羽幌町総合体育館（羽幌町字朝日31番地の1）

### 6 入札参加申込

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和5年4月28日（金）午後5時00分
- (2) 提出場所 1に同じ。

## 7 入札の日時及び場所等

### (1) 日時及び場所

令和5年5月9日(火)午後1時30分 羽幌町役場第1会議室(庁舎4階)

### (2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

### (3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

## 8 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、教育長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 9 入札手続等

(1) 入札保証金 要する。ただし、羽幌町契約規則(昭和40年羽幌町規則第4号)第8条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金 要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

### (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

(5) 予定価格 非公表

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 支払条件 後払いとする。(毎月の請求に基づき支払う。)

(8) 詳細は入札説明書による。

## 入札説明書

羽幌町教育委員会告示第2号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、羽幌町契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年4月17日

2 契約担当部局

〒078-4117 羽幌町字朝日31番地の1（羽幌町総合体育館内）

羽幌町教育委員会 社会教育課 体育振興係（電話 0164-62-6030）

3 入札に付する事項

(1) 入札件名 羽幌町総合体育館電話設備等賃貸借

(2) 契約期間 契約締結日から令和12年6月30日まで

賃貸借期間：令和5年7月1日から令和12年6月30日まで

(3) 概要 仕様書のとおり

(4) 履行場所 羽幌町総合体育館

(5) 入札書の記載方法

月額単価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿（令和5年～令和6年度）の大分類「10. 物品の賃貸借」、中分類「1. 事務用機器」に登載されている者であること。

(2) 過去2年の間に国、北海道及び羽幌町や他の地方公共団体と、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務を受託した実績があること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## 5 現場説明会

- (1) 日時及び場所 令和5年4月24日(月)午後1時30分  
羽幌町総合体育館(羽幌町字朝日31番地の1)

## 6 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加確認資料(以下「確認資料」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

### (1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ 特定関係に関する調書(別記様式)
- ウ 業務履行実績調書(別記様式)
- エ 仕様書内訳(機器)の同等品の場合、同等品とわかるカタログ等

- (2) 提出期間 公告の日から令和5年4月28日(金)までの羽幌町の休日を定める条例(平成元年羽幌町条例第34号)第1条第1項に規定する本町の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

- (3) 提出場所 2に同じ

- (4) 提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については提出期間に必着のこと。

### (5) 入札参加資格の確認

申請者には、令和5年5月1日(月)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリ又は電子メールにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

- ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨
- イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

### (6) その他

- ア 申請書及び確認書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 教育長は、提出された申請書及び確認書類を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認書類は返却しない。

## 7 入札の日時及び場所等

- (1) 日時及び場所  
令和5年5月9日(火)午後1時30分 羽幌町役場 4階 第1会議室
- (2) 開札  
入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

### (3) 入札方法

- ア 仕様書に示した入札書を持参し投函すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)
- イ 羽幌町競争入札参加者心得を承知すること。

## 8 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、教育長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 9 入札手続等

### (1) 入札保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第8条の規定に該当する場合は免除する。

### (2) 契約保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否 要

### (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

### (5) 予定価格 非公表

### (6) 最低制限価格の設定 無

### (7) 支払条件 後払いとする。(毎月の請求に基づき支払う。)

## 10 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

## 11 入札執行回数

3回を限度とする。

## 12 その他

- (1) 入札参加者は、羽幌町契約規則、羽幌町競争入札参加者心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) その他、入札に関しての問い合わせ先 2に同じ。

# 仕 様 書

## 第1章 総 則

### 1 概 要

- 1-1 本仕様書は、羽幌町総合体育館において使用する電話設備等賃貸借（以下「本装置」という）に適用するものとする。
- 1-2 本装置は、施設内設備に関する技術基準及び関係ある法令規則等を満足するものとする。
- 1-3 本仕様書に明示されていない事項又は疑義のある事項については、担当者と協議の上、決定するものとする。

## 第2章 電話機

### 1 総 説

施設内電話と電気通信事業者の回線との相互接続を行い、明瞭かつ円滑に使用できるものとし、下記の条件並びに機能を有するものとする。

### 2 一般事項

電話機は下記の条件で円滑に動作すること。

### 3 構 造

各機器の外装及び、装置架の構造は、次の事項に適合するものとする。

- 3-1 外装及び構造は堅牢かつ優美で、関係機器の操作及び点検等が容易で、かつその取扱いが簡便にできるものとする。
- 3-2 塗 装  
機器の正面塗装は、製造業者の標準色とする。
- 3-3 機器の仕様  
別紙内訳（機器）の同等品とする。

### 4 収容回線

回線は下記の通りとする。

回線種別：ひかり回線

### 5 主要機器構成

主要な機器構成は下記の通りとする。

多機能電話機 7台（内1台はコードレスタイプ）

### 6 電話機の機能

電話機には、下記の機能をあらかじめ実装とする。

#### 6-1 内線に対するサービス

- ・内線相互接続
- ・短縮ダイヤル
- ・コールピックアップ
- ・未応答通知

- ・内線／局線／専用線リダイヤル
- ・保留音送出
- 6-2 システムでのサービス
  - ・着信音識別
  - ・市外発信制御
  - ・サービスクラス
  - ・ナンバーディスプレイ
- 6-3 多機能電話機のサービス
  - ・内線音声呼出
  - ・局線ランプ2色表示
  - ・ワンタッチ局線／内線発信
  - ・着信鳴動指定
  - ・時刻表示
  - ・内線番号表示
- ・内線相互自動転送
- ・自己保留
- ・長時間保留警報
- ・ダイヤルイン
- ・サービスクラス昼夜切替
- ・システム短縮ダイヤル
- ・受話音量調節
- ・スピーカー受話
- ・ハンズフリー通話
- ・着信音量調整
- ・外線発信番号表示

### 第3章 新設機器の搬入据付及び既設電話設備の撤去

第1章及び第2章に定める仕様に基づき、関係機器を搬入し指定する箇所に据付するものとする。

また、関係各社と綿密な打合せを行い工事に支障をきたさぬようにすること。

#### 1 機器の搬入

機器の搬入にあたっては下記の事項を厳守すること。

##### 1-1 搬入要項

- ①建物に損傷を与えないよう慎重に実施すること。
- ②執務に支障をきたさぬよう実施すること。
- ③損傷の恐れがある場合は、保護を講じること。

##### 1-2 清掃作業

- ①機器搬入後、搬入保護材等を速やかに撤収し、清掃を行うこと。
- ②機器搬入後、不要となる梱包材については、適切な方法で処理すること。

##### 1-3 前記以外については、担当者の指示に従うこと。

#### 2 据付工事

機器の据付場所は現在設置されている場所のとおりとする。なお据付工事上に疑義が生じた場合、担当者の指示に従うとともに、下記の事項を厳守するものとする。

##### 2-1 工事要項

工事にあたり騒音、塵埃等、または業務に支障が生じる作業は、事前に担当者の承認を得て勤務時間外に実施し、かつ作業完了後業務に支障がないようにすること。詳細は別紙内訳（工事）のとおりとする。

## 2-2 機器の据付

各機器の据付は、各種補強器具を用いて固定すること。

## 2-3 試 験

工事完了後、総合動作試験及び調整を行い、正常稼働を確認すること。

## 3 新設後の機器撤去

既設機器の撤去は新機設備の稼働後とし、撤去後の既設機器を引き取りすること。

尚、廃棄物処理に当たっては産業廃棄物の法令等を厳守すること。

担当部局 羽幌町教育委員会 社会教育課 体育振興係（電話 0164-62-6030）



内訳（工事）

品 名	数 量
【基本工事費】	
【機器工事費】	
ZXS-主電源-「1」取付	1
ZXSM-電池劣化判定ユニット-「1」取付	1
ZXSM-外部放送ドアホン接続ユニット「1」取付	1
ZXSM-2アナログ外線ユニット-「1」	1
ZXSM-4CHブロードバンドルータユニット-「1」取付	1
ZXSM-単体電話機ユニット-「1」取付	1
ZX-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」取付	6
ZX-「24」キーカールコードレススター電話機-「1」「W」取付	1
ZX-「8」給電HUB-「1」取付	1
NVR510取付	1
E-ドアホン-S2(C)取付	2
サンダーカット「A-2」「」取付	1
サンダーカット「TAP-7」「」取付	1
【機器配線工事費】	1式
【屋内配線工事費】	1式
【取り外し工事費】	1式